

那 霸 市 公 報

号外第 6 4 8 号
毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 1 5 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置について (公表)	643
平成 1 6 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)	652

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
平成 1 6 年 1 2 月 3 日

那 霸 市 監 査 委 員 瑞 慶 山 治
同 池 原 應 子
同 當 真 嗣 州
同 高 良 幸 勇

平成 1 5 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置について (公表)

平成 1 5 年定期監査 (後期) の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 1 5 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置について

経 済 観 光 部

健 康 福 祉 部

那 霸 市 監 査 委 員

経 済 観 光 部

商 工 振 興 課

1 注意事項 (予算科目の適正化について)

歳入第 1 1 款使用料及び手数料の第 2 公設市場跡使用料は、旧牧志第二公設市場跡地を施設が整備されるまでの間、旧牧志第二公設市場跡地の目的外使用に関する要項を制定し、行政財産の目的外使用 (地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 4 項) として徴収している。この使用料は、節の区分により行政財産目的外使用料として予算計上するよう注意されたい。

また、歳出では、中心市街地活性化委員会は那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき委員会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。委員に委嘱された者の報酬は、地方自治法施行令規則第 1 5 条歳出予算に係る節の説明 (細節) 区分により、委員報酬へ予算計上するよう注意されたい。

注意事項に対する措置

平成 1 6 年度予算から、第 2 公設市場跡使用料を、行政財産目的外使用料へ変更しました。

平成 1 6 年度予算から、中心市街地活性化委員会委員への非常勤職員報酬を、委員報酬へ変更しました。

2 注意事項 (資金前渡・概算払の精算について)

小口融資の貸付原資を資金前渡として平成 1 5 年 4 月 1 日 1 億 3 , 0 0 0 万円受領した精算は、琉球銀行那覇市役所内出張所発行の領収書受領を忘れ、出納室から未精算の指摘後同年 6 月 2 日精算を行った。また、伝統工芸館まつり事業補助金の概算払精算遅延は、事業終了の 3 0 日後に精算を行っている。これらの精算については、那覇市会計規則第 5 7 条 (資金前渡の精算) 及び第 6 2 条 (概算払の精算) の規定を遵守し、要務が終了した日から 7 日以内の精算期限内に精算を行うよう注意されたい。

注意事項に対する措置

平成 1 6 年度は、小口融資の貸付原資を資金前渡として平成 1 6 年 4 月 1 日 1 億 2 , 0 0 0 万円受領した精算は、要務が終了した日から 7 日以内の同年 4 月 2 日精算期限内に精算を行いました。

伝統工芸館まつり事業補助金については、平成 1 6 年度は、事業の見直しで、廃止になりました。補助事業が発生した場合は、規定を遵守し、要務が終了した日から 7 日以内の精算期限内に精算を行うように努めます。

労 働 農 水 課

1 注意事項 (予算科目の適正化について)

勤労青少年ホーム運営協議会は、那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき協議会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。これは、商工振興課の「注意事項 (1) 予算科目の適正化について」と共通内容の注意事項である。

注意事項に対する措置

平成 1 6 年度におきましては、1 節 報酬 細節 委員報酬として適正に計上しています。

2 努力事項 (公設市場使用料の滞納繰越分未収金について)

平成 4 年度から 1 4 年度分の滞納繰越分は、第 1 1 款使用料及び手数料の公設市場使用料 1 , 6 2 8 万 6 , 8 0 0 円と第 1 8 款諸収入の公設市場光熱水費実費徴収金 7 5 3 万 3 , 3 8 4 円、合計 2 , 3 8 2 万 1 8 4 円である。滞納繰越分は年度が経過するにしたがって、徴収が困難になってくることから、内容を

峻別整理し、早期収納に努めてもらいたい。

努力事項に対する措置

公設市場使用料及び公設市場光熱水費実費徴収金の滞納繰越分について、今後滞納者各ケース毎に分類し、分類に応じたきめ細かな収納方法の確立、その管理及び納付指導の定例化、臨時的な対応等、また法的処置も含めた手法の確立及び明らかに収納不可のケースについては、不納欠損処分の手続きをとるなど早期収納に努めます。

3 是正事項（契約の手続きについて）

安謝小船溜場施設用地（那覇市港町3丁目1番1）95㎡を平成7年3月7日那覇市沿岸漁業協同組合へ軽食店建設目的に「那覇市財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例第4条1号」に基づき土地無償貸付契約をしている。

軽食店（うみなり）の経営は、那覇市沿岸漁業協同組合が直接行っていたが、赤字経営となり、組合再建整備計画（組合再建整備委員会構成員は県・市・組合等）により軽食店事業廃止に伴い、組合施設の利用収入（家賃）に基づき、那覇市沿岸漁業協同組合は、第三者と施設利用契約書を交わして家賃月額7万円を徴収している。

しかし、平成7年3月7日交わした土地無償貸付契約書の第3条第1項「貸付物件を貸付申請書に記載した使用目的のとおり用途に自ら使用しなければならない。」また、第7条第2項「那覇市の承諾を得ないで、貸付物件を転貸し、又は那覇市沿岸漁業協同組合が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。」と規定されているにもかかわらず、書面による手続きがされていないので正規な是正処置を講じ、今後、適正な財産管理に努めるよう留意されたい。

是正事項に対する措置

使用目的等変更承諾書の交付により是正しました。

観 光 課

注意事項（予算科目の適正化について）

観光功労者審査委員会は、那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき委員会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。これは、商工振興課の「6注意事項（1）予算科目の適正化について」と共通内容の注意事項である。

注意事項に対する措置

平成16年度予算から、観光功労者表彰審査委員への報酬を、委員報酬へ変更しました。

健 康 福 祉 部

福 祉 総 務 課

1 検討事項（歳入の執行管理について）

歳入の第11款使用料及び手数料の総合福祉センター目的外使用料の徴収に関して、那覇市健康福祉部所管施設目的外使用要綱第7条（使用料の免除）で使用料の[免除の対象が身体障害者、知的障害者等]となっているが、これを一般的な市民の福祉の向上の目的まで拡大解釈して、児童と保護者、ボランティア、保育所職員などについても使用料を免除している。障害者以外の社会的弱者などの福祉の向上及び健康の保持増進や那覇市の行政運営を目的とする場合は、施設の利用者の区分等により使用料の減免や免除の明確な規定が必要であるが、それが定められていない。これらについては、要綱と使用料の免除の実態が明

確でないので、使用料の公正かつ公平性を確保するべく規程と実態の整合性を持たせるよう検討していただきたい。

検討事項に対する措置

使用料の免除規程を明確にするよう、健康福祉部所管施設目的外使用要綱の見直しを検討していきます。

2 留意事項（歳出予算の管理について）

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費 24万3,000円が全額未執行となっている。これは、予算執行に向けての事業計画や執行体制が十分とは言えず、事業紹介パンフレットの作成や制度説明会開催の予算執行ができない状況となっているが、年度内の予算執行の見通しのない予算の計上は不適切である。予算を計上した以上は、介護保険制度を補完するなどの重要な行政効果を十分に上げるためにも執行計画を確立して、早期の事業実施を目指し、万全の体制で努力されたい。

留意事項に対する措置

那覇市成年後見制度利用支援事業要綱を年度内に制定し、併せて成年後見制度の広報用チラシを作成し歳出予算 22万8,900円を執行しました。

健康推進課

1 検討事項（精神障害者小規模作業所運営補助について）

精神障害者小規模作業所は、那覇市精神障害者小規模作業所運営助成事業要綱第2条において「作業指導生活訓練等を行うことにより、社会的自立を図ることを目的として設置する小規模の精神障害者社会復帰施設」と規定され、那覇市在住者5人以上（通所のみ）の7作業所に補助限度額 220万円が交付されている。

市在住者5人以上との規定のため、通所人員が10人以上になると、実質的に設置主体が同一とみなされるにもかかわらず、作業能力別に2分割して作業所を設立し、各々補助を受けている作業所がある。通所者の能力別の差別化が、妥当であるか検討を要するものと思われる。

通所人員10人以上で出資金1,050万円以上の法人になると、国の補助（1,000万円の負担割合は国1/2、県と市は1/4）が対象となり、運営費増大に対しては、分割以外の対処が可能となる。小規模作業所設置主体を指導し、適正補助に努められたし。

検討事項に対する措置

那覇市の精神障害者小規模作業所は、平成14年祖は5カ所、平成15年度は7カ所、平成16年度は8カ所と増加傾向にあります。

そのような状況で、今回指摘されている作業所通所人員が10人以上になれば、作業所を単に2分割しているのではないかとのことですが、その内容について事実確認を行いましたところ、2分割した作業所は通所者に配慮したうえで場所の決定を行い、所長は別々に配置している等、違法性はありませんでした。なお、同事業について、県からは補助金を受けております。作業所の総数については那覇市障害者プランの数値目標をたたき台として、検討していきたいと考えております。また、平成16年度は要項の改正についても検討していきたいと考えております。

2 注意事項（車両管理について）

車両の配置を受けた課は、車両管理規定第14条車両使用簿への記載、第18条車両運行日誌の記録を要するが、当課は記載・記録・決裁が不十分である。

これらは、交通事故等における車両の使用目的や運行状況、給油等の支出、車両の整備状況等の

確認になるものであるので、正確な記載・記録・決裁に注意されたし。

注意事項に対する措置

健康推進課においては、これまで車両使用簿(第 2 号様式)に記載していたが、課長決裁は受けていなかった。今回指摘を受けて 2 月 1 日付から車両運行日誌第 5 号様式)を使用し、目的地・運転者・使用者・出着時間・始動起動キロ・運行距離等の記載及び課長決裁をその都度行なっております。

3 留意事項(郵便切手の管理について)

平成 10 年度、平成 13 年度の監査指摘で郵便切手の大量在庫について指摘されたところであるが、今回も各係別(事業別)に管理され、前回指摘同様大量の在庫を抱えている。

(1 月 19 日現在 80 円切手 7,056 枚で 56 万 4,480 円、90 円切手 1,645 枚で 14 万 8,050 円、切手総額 103 万 4,198 円)

国、県の補助金等との関係で受払簿の一体化が困難であり、大量の在庫を抱えることになるとの説明であるが、現品有高にはほとんど変動は無く、常に大量の在庫を抱えている状況にかわりない。

郵便切手の管理のあり方、郵便料金の支払方法等を検討し、大量在庫を抱えることがないように留意されたし。

留意事項に対する措置

国、県の補助金との関係で受払い簿の一本化は困難ですので、今後、大量の在庫を抱えることのないように各四半期を事業ごとに受け払い出しの徹底を図り、郵便切手の管理のあり方、郵便料金の支払方法等を検討していきます。

4 留意事項(歳出予算の管理について)

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費 33 万 9,000 円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6 留意事項(2) 歳出予算の管理について」と共通の留意事項である。

留意事項に対する措置

平成 16 年度事業執行については、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の普及・活用を進めていけるよう、パンフレットの配布、窓口における説明等に努め、適切な予算執行に努めていきます。

こども課

1 注意事項(車両管理について)

車両管理については、記載・記録・決裁が不十分である。これは、健康推進課の「6 注意事項(2) 車両管理について」と共通の注意事項である。

注意事項に対する措置

車両管理につきましては、車両管理規定第 14 条車両使用簿への記載、第 18 条車両運行日誌の記録など、今後は車両管理規定を遵守し適正な管理に努めます。

2 検討事項(保育料滞納繰越未収金の徴収について)

保育料については、滞納が発生した場合保育所長が保護者に滞納があった旨連絡し納付するよう催告しているが、卒園後はこうした対応はできない。(滞納繰越額の徴収率は 15.0%)

保育料については、月 1 回滞納状況リストが作成され、年 2 回催告書を郵送しているが、個別訪問記録や、滞納理由等については記載項目が無い。

保育料滞納状況の個人別明細票等は作成されていないため、交渉経過や、家庭の負担力等は十分把握されているとは言い難い。

滞納個票等を作成し、記載項目を検討して負担能力を勘案した徴収方法を確立し、徴収率の向上を検討されたし。

検討事項に対する措置

保育料滞納繰越金の徴収対策として、現在、毎月の催告書送付、電話催告、保育所を通じての督促、納付誓約（分納、保証人の設定）などの対策を講じているところであるが、今後の向上策として現行対策に加えて、口座振替の拡大、訪問臨戸徴収の実施、悪質滞納者の登園停止の可否、及び執行体制の整備（収納事務専任職員の確保など）を図り滞納整理簿の整備と滞納処分の実施等について検討します。

3 留意事項（随意契約について）

こども課提出資料によると業務委託契約は 63 件中 54 件（86%）、レンタル料は 7 件中 4 件（57%）、修繕料は 10 件すべて（100%）随意契約であった。

更に、「競争入札に適しない」として施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用したのが 68 件中 53 件（78%）みられたが、チリ回収業務や冷房機・扇風機保守点検及び自動ドア保守点検業務等、2 号適用に疑問が残るものもある。

随意契約の割合（84%）からすると一般競争入札よりも随意契約が多い状況が現れているが、随意契約は、金額の多少に関わらず、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、今後競争入札制度の活用に留意されたし。

留意事項に対する措置

随意契約につきましては、できるだけ競争入札制度を活用するよう留意します。

障 害 福 祉 課

1 検討事項（高額療養費返還金について）

ア 重度心身障害者医療費等貸付事業は、那覇市が那覇市社会福祉協議会へ補助金を支出し、同協議会が医療費の自己負担金の貸付を行い、市が高額療養費分の回収を行うシステムとなっている。同システムにより貸付を受けた本人は、医療機関に対し健康保険適用外金額のみを支払うが（通常貸付金は同協議会より医療機関に振り込まれる。）、後日、高額療養費は、加入医療保険者より本人に支給される。本人は、貸付制度のことを理解せず、返還の認識がない場合が生ずる。このことが、徴収率が低下する要因となっているものと思われる。

現在のシステムにおける高額療養費返還金は、回収が容易でないとも思えるが、滞納の個人別明細票等を作成し、記載項目を検討して負担能力等を勘案した徴収方法を確立し、徴収率向上を検討されたし。

イ 高額療養費返還金（第 18 款第 5 項第 4 目第 3 節民生費雑入）は、個々人の返還金が確定した後、個々に調定を行うことが煩雑という理由のため年度末に一括して調定しているが、平成 14 年度分の滞納繰越調定は未だに行われていない。

調定は徴収に関する意思決定行為であるので、収入行為の前段で行うべきであり、事後調定は法律上又は性質上事前に調定がなされない場合に限られているので、年度末一括事後調定を事前調定に改めたし。

検討事項に対する措置

ア 高額療養費返還金の徴収について

高額療養費返還金については、監査で指摘された滞納の個人明細票等を作成するため、記載項目の検討を行っており、8月の納付相談時までには作成する予定です。

但し、平成16年度から、現在使用している福祉総合システムの開発を行う予定であり、そのシステムの中で定期的な督促状の発送や、随時、新しい情報による個人明細票の管理等を含めた開発を検討する予定です。

イ 高額療養費返還金の調定について

平成14年度の滞納繰越調定については、監査後調定を行いました。

また、今後、高額療養費返還金について、年度末一括調定を改め、返還金の請求都度に(事前)調定を行うこととします。

2 留意事項(歳出予算の管理について)

歳出予算の成年後見制度利用支援事業33万9,000円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6留意事項(2)歳出予算の管理について」と共通の留意事項である。

留意事項に対する措置

成年後見制度利用支援事業については、平成16年3月に事業要綱を制定し、本格的に事業に取り組める体制が整いました。

しかしながら、障害福祉の主管においては成年後見制度利用支援を受ける対象者が限定されているので、支援を必要とする個人の扶養義務者等の調査を行い、事業の適正な実施に努めていきます。

チャージょう課

1 検討事項(老人福祉施設入所者自己負担金の未収金について(滞納繰越分))

老人福祉施設入所者自己負担金の歳入予算の滞納繰越額については、平成7年、平成10年、平成13年の定期監査においても指摘等がなされているが、平成15年11月現在、調定額1,537万1,321円に対し、収入済額135万5,603円(収入率8.8%)で、収入未済額が1,401万5,718円となっている。

滞納繰越分は年々増加傾向にあるので、今後は徴収方法を見直し、より具体的計画に基づいて徴収を検討されたし。

検討事項に対する措置

老人福祉施設入所者自己負担金の滞納繰越額は、電話や文書による督促や個別訪問による督促をした結果、平成16年4月7日現在、調定額1,537万1,321円に対し、収入済額211万1,521円で、収入未済額は1,325万9,800円となっております。収入率は13.7%で、定期監査報告時の11月末8.8%よりも4.9%伸び、前年度の収納実績13.2%に対し、0.5%伸びております。

滞納繰越額は、平成11年度分が708万3,631円で、調定額の46%を占めております。これは、平成12年度から介護保険制度がスタートし、措置から契約へと移行したことに伴い、個人負担金の支払いが市から施設へと変わったため、納付意識が弱くなったことと、生活困窮等のため徴収が厳しくなったためと考えられます。

このような現状を踏まえ、平成11年度分を中心に専任の徴収嘱託員による訪問徴収や担当職員による電話督促を行っています。平成14年8月からは、負担金の収納管理を電算化して、収納状況の確認が迅速にできるようになりました。今後とも、電話や文書による督促、及び個別訪問による督促の強化に取り組んでまいります。

2 努力事項(ふれあいコール事業について)

ふれあいコール事業は、在宅老人に週 3 回電話をかけ安否確認を行い、本人が体調不良を訴えたり、長時間にわたって電話に出なかった場合は、市、家族、民生委員と連絡をとって相談、さらに提携するホームヘルパーの資格を持った福祉タクシーを自宅に急行させるシステムを採用している。

今回の予算では、対象世帯数 190 世帯で、予算現額 718 万 2,000 円に対し、支出済額 2 万 5,724 円 (執行率 0.4%) で、予算残額 715 万 6,276 円となっている。

11 月末現在 16 世帯が利用し、低い利用状況にあるが事業内容の重要性からして事業への取組み、予算の執行強化に努力されたし。

努力事項に対する措置

ふれあいコ - ル事業については、平成 15 年度新規事業として当初予算 718 万 2,000 円で 7 月に開設し、同時に新聞、広報誌等で市民に対し事業の広報を行ってきましたが、予想より申請者が少なく平成 15 年度 2 月に 600 万円の補正減をしております。平成 16 年 4 月 26 日現在、予算現額 1,182,000 円で、予算執行額が 200,285 円、予算執行率は 16.94 パ - セントとなっています。

本事業は、高齢者見守りの手法として潜在的ニ - ズが予想されますので、今後の取組みとしては、広報を継続して行うとともに、さらに、対象者をピックアップし直接郵送による広報等、対象者の利用促進に取り組んでまいります。

3 努力事項 (訪問理・美容サービスについて)

在宅の高齢者で、理・美容院に向くことが出来ない人に、理・美容師を派遣しているが訪問理・美容サービスの利用者が少ない。11 月末の予算執行状況を見ると、80 万円予算に対し、8 万円の執行で 10% の執行率となっている。事業内容の重要性からして事業への取組み、予算の執行強化に努力されたし。

努力事項に対する措置

本事業は、平成 15 年度当初予算額 800,000 円でありましたが、予想よりも利用者が少なく、平成 15 年度 2 月に 575,000 円の補正減をしております。平成 16 年 4 月 26 日現在、予算現額 225,000 円で予算執行額が 158,000 円、予算執行率は 70.22% となっています。

本事業は、平成 13 年度から事業が開始され、平成 13 年度は登録人数 5 人 (実施回数 6 回)、平成 14 年度は登録人数 16 人 (実施回数は 41 回)、平成 15 年度は登録人数 34 人 (実施回数 79 回) と増加傾向にあります。今後は、サ - ビス対象者をピックアップし郵送による事業広報を行いサ - ビスの利用促進に取り組んでまいります。

4 留意事項 (歳出予算の管理について)

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費 33 万 9,000 円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6 留意事項 (2) 歳出予算の管理について」と共通内容の事項であるので留意されたい。

留意事項に対する措置

成年後見制度利用支援事業は、平成 15 年度新規事業で当初予算 33 万 9,000 円であります。本事業実施要綱の整備が年度末になりましたが、平成 15 年度内は利用者からの申請はありませんでした。平成 16 年 4 月 26 日現在、予算現額 33 万 9,000 円、予算執行額 0 円となっています。今後の取組みとしては、関係課と調整しながら、本事業の適切な予算執行に取り組んでまいります。

保護第一課、保護第二課

検討事項 (生活保護費返還徴収金について (滞納繰越額))

平成 15 年 11 月 30 日現在の歳入予算における生活保護費返還徴収金の滞納繰越額 (平成 4 年度 ~ 平

成 1 4 年度) については、調定額 5,057 万 7,905 円に対し、収入済額 162 万 1,585 円(収入率 3.2%)で、収入未済額が 4,895 万 6,320 円となつている。滞納繰越額については増加傾向にあり、徴収が困難になつてくることから徴収事務の計画的執行を検討されたい。

検討事項に対する措置

返還徴収金の滞納繰越額の徴収管理強化につきましては、下記のとおり取組で実施していくよう努めています。

返還金または徴収金の返還義務が生じたときは、事務取扱を適正円滑に行うため、ケース診断会議で協議し、決定通知を返還対象者に通知するとともに内容を十分に説明し、金額・支払方法・支払時期につきまして周知徹底を図るよう努めています。

返還金対象者につきましては庶務係で納入状況を管理し、滞納ケースの場合は各担当のケースワーカーと連絡を密にするとともに督促状を発送しています。

滞納が続いている場合は、各担当ケースワーカーが滞納者の生活状況を調査し、速やかに納入するよう指導・督促をしています。それでも納入に応じない場合は、保護費支給の窓口払いの際に納入させています。(課長まで決裁を要す)

現年度分の徴収を強化し、滞納繰越額の縮小を図るよう努めています。

今後は徴収体制をさらに強化し返還金の効率的な徴収事務の執行を図るとともに、適正実施の強化を図るため収入の的確な把握、資産の活用、他法他施策の活用、扶養義務の調査、就労促進等の各種適正化事業の実施に努めていきます。

また、不納欠損処分につきましては、分納の申立・督促等で時効にならない徴収可能な分と、それ以外の分とに分類し、時効完成になるものについては不納欠損を行っています。

那 監 公 表 第 4 号
平成 1 6 年 1 2 月 3 日

那霸市監査委員 瑞慶山 治
同 池原 應子
同 當真 嗣州
同 高良 幸勇

平成 1 6 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)

平成 1 6 年度定期監査 (前期) の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 1 6 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について

総 務 部
経営企画部
財 務 部
消 防 本 部

那 霸 市 監 査 委 員

総 務 部

総 務 課 (留意事項)

公印保管取扱いについて

公印の管守者は、那霸市公印規則により公印を慎重に取扱い、不正に使用されることがないように管理し、公印が使用されないときは確実に保管するべきである。

また、管守者または公印取扱主任は、公印使用の都度、公印使用簿に記入し、決裁文書に公印の押印をすべきで訂正印押印の際も押印日と押印者がわかるようにしなければならない。

今回、公用車の業務委託契約において手続ミスがあり不適切な点があったので留意されたし。

留意事項に関する措置

平成 16 年度から文書管理システムが導入されたことに伴い、確実に公印使用の都度、必要事項 (押印日・公印の種類・押印者・押印数) がシステムに記録されるようになりました。今後とも公印を慎重に取扱い、厳重に管理・保管するよう努めてまいります。

管 財 課 (注意事項)

市有地賃貸料の滞納について

市有地賃貸料滞納者に対し、文書による納付誓約や長期滞納者調査票を作成する等、滞納整理にむけた努力を行っていることは評価するが、滞納者 27 人のうち 50 万円以上の高額滞納者が 8 人見受けられた。

その中には宜野湾市地内居住者が市有地 95.5 坪を借り、3 階立ての建物を建て、3 階部分のみ本人が使用し、1.2 階は賃貸しているケースがある。市有地の年間賃貸料は 208 万 5,804 円だが、平成 15 年度末の累積滞納額は 903 万 8,484 円である。賃貸料のことで 2003 年 8 月に調定申し立てが行なわれ、2004 年 2 月に調定不調となったが、その後法的手続きはとられていない。

滞納者への催告を計画的に行い、計画的納付が実行できないときは連帯保証人と協議をするとともに、滞納調査票への記載項目を検討し、特に高額滞納者で負担能力のある者に対しては強制手続きを検討する等の徴収努力をされたい。

注意事項に関する措置

指摘を受けました市有地賃貸料の滞納対策については、督促状、納付催告書送付にとどまらず、現在担当職員で個別に訪問し相談を行っておりますが、その強化策として、年内をメドに管財課として滞納整理月間を設定し取り組み、滞納調査票への記載項目についても充実させていきたいと考えております。

特に高額滞納者に対しては、その経緯をふまえ、滞納者への個別訪問や連帯保証人との協議を上記滞納整理月間にて実施するとともに、負担能力の有無を含めた調査やその後の強化策について、法的手続き等も含め、個別に滞納状況等を勘案しながら、必要に応じて顧問弁護士とも相談し対応していきたいと考えております。

経 営 企 画 部

ゼロエミッション推進室 (検討事項)

那覇市ゼロエミッションモデル事業 (商店街) Z E N 管理運営業務委託について

当該契約はグリーンコンシューマー層の拡大とエコ商品の流通支援を目的として「アースの会」と管理運営業務の委託契約をしている。委託事業仕様書には「6. 店舗の維持運営管理 (3) 上下水道料・電気使用料などの他、店舗を維持管理する上で必要な経費は受託者側が負担する。」と記述されているが、委託契約額には「上下水道・電気使用料・電話の経費、294,000 円」が含まれている。当該契約の維持管理費の支払いは甲 (那覇市) が負担することで契約されているとの説明を受けたが、仕様書の文面からは「乙 (アースの会) が支払うべきもの」とも解釈できる内容であり、仕様書の内容については明瞭に解釈できるよう、充分注意し契約にあたられたい。また、光熱水費等は委託金額から除外して実質支払済額を負担すべきではないか、契約内容及び支払方法について検討されたい。

検討事項に関する措置

平成 17 年度契約にあたって、委託事業仕様書と契約書の内容については解釈に誤解の生じない適切な表現を行うよう留意し契約します。

平成 17 年度予算編成にあたって、光熱水費等は業務委託料から除外して那覇市が直接執行するよう需用費として計上します。

情 報 政 策 課 (留意・検討事項)

(1) 支出負担行為について (留意事項)

支出予算の執行手続きについては、支出の原因となるべき契約その他の行為について、地方自治法

第 2 3 2 条の 3、那覇市予算決算規則第 2 3 条の規定により支出負担行為をしなければならない。庶務管理システムサブプログラム改修業務は平成 1 6 年 2 月 1 2 日契約、情報資産 A S P 方式によるバックアップ実証実験委託は平成 1 6 年 2 月 2 5 日契約されたが、3 月 3 1 日以降に支出負担行為がなされている。支出負担行為として整理する時期を失することのないよう、予算執行の事務手続きにあたり地方自治法等の規程を遵守し遺憾のないよう留意されたい。

(2) ホストコンピュータの運用見直しについて (検討事項)

本市の基幹システム (住民記録、戸籍、税関係等) は、ホストコンピュータによる集中方式で運用している。同システムはオープン化されてなく、導入メーカーの独自技術によりコスト競争が働かず、関連業務委託 (ハード、ソフトの維持管理等) も必然的に随意契約になることが多くなって運営経費が割高になっている可能性がある。

このことから、情報システム運営の効率性・経済性の向上を図る上からも、特定のメーカーに縛られない情報システムのオープン化などにより情報システムの運営や調達の透明性を確保し、競争入札を導入することが求められている。しかし、経済性の他に情報システムの信頼性、安全性の確保も大切であるので、それらを総合的に検討するように努めていただきたい。

留意事項に関する措置

支出負担を行う時期につきましては、朝礼で課の職員に説明を行うとともに、文書管理システムの回覧機能により全職員に文書で知らせました。また、契約を行うときには、速やかに支出負担行為を行うよう課長が注意を喚起することにしております。

検討事項に関する措置

基幹システムのオープン化は、非常に大きなエネルギーを必要とし、かつ慎重に行わなければならない作業であります。移行に際しては、コンサルタントをはじめソフトウェアの開発など、民間の業者への委託が必要であることから、それらに対する経費を確保する必要があります。いずれにしましても、本市が目標としております電子自治体の実現するためには、どうしてもクリアしなければならない関門であることから、現在「データセンターへのホスティング」、「共同アウトソーシング」などを含めて、N P O 法人や他自治体とともに研究を行っているところであります。

財 務 部

財 政 課 (指摘・改善・努力事項)

(1) 歳入の予算編成について (指摘事項)

第 1 6 款繰入金金の老人保健特別会計繰入金金は平成 1 4 年度の特別会計決算剰余金を原資としており、費目存置 1, 0 0 0 円に対して 5, 6 6 5 万 2, 0 0 0 円の補正増額をするべきであったが予算の手続きがなされていない。また、同款の介護保険事業特別会計繰入金については、歳出予算である一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金を 9, 1 3 3 万 7, 0 0 0 円減額補正するべきであったが、事務処理の手違いで、歳入予算の介護保険事業特別会計からの繰入金を 9, 1 3 3 万 7, 0 0 0 円増額補正したために同額の予算の過大見積りによる歳入欠陥の形体が発生している。

更に、収入済額に比べ予算現額が自動車重量譲与税で 3, 5 4 9 万 6, 0 0 0 円 (8. 6%)、特別交付税で 1 億 8, 3 1 3 万 5, 0 0 0 円 (18. 0%) 少なく計上されている。これについては、税収入の過大見積りは好ましくないが、交付基準、地方財政計画、過去の実績などで実勢の予測を可能な限り正確に見込む努力が必要である。

このように予算措置が不適切な状態となっているので、地方財政法第 3 条 (予算の編成) 第 2 項に従って、これまでの実績も充分検討しつつ、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、

経済的現実に即応することにより合理的な見込みを立てて適切な予算管理を行うよう改善されたい。

(2) 業務委託契約について (改善事項)

財務会計システムの業務委託 (6 件、合計金額 6 0 1 万 2 , 3 0 0 円) 及びバランスシート策定事業の業務委託 (1 件、金額 1 0 0 万円) の契約事務において、積算見積書を作成しないで、業者の見積価格を参考に予算現額と同じ金額で随意契約がなされている。

見積書の作成が困難な業務もあるが、いろいろな参考資料を基に業務量等を業者から聴取したりしながら、委託者としての何らかの客観的な判断を下した見積書の作成は可能である。業務委託の発注作業にあたっては、仕様書、見積書の作成は必要不可欠なものであり、積算見積がなく予算現額と同じ金額で業務委託を随意契約したことは、業務執行上適正さを欠いているので改善されたい。

(3) バランスシートの活用について (努力事項)

平成 1 5 年度に平成 1 3 年度版那覇市のバランスシートを発表しているが、その中で普通会計の那覇市民 1 人あたりの貸借対照表に次のような錯誤が見られた。(2) 未収金 その他 0 円 (正しくは 1 万 3 , 0 1 5 円)、固定負債合計 4 4 万 1 , 5 6 9 円 (正 4 7 万 2 , 3 5 5 円)、債務負担行為に係る補償等の 物件の購入等によるもの 9 , 8 8 2 万 1 千円 (正 9 万 8 , 8 2 1 円) の他 9 件等である。これらは不注意による単純ミスと考えられるが、それは記者会見資料の市長コメントの添付資料でもあり、嚴重に注意を促すものである。

また、そのバランスシートの財務状況の特性や機能を明らかにするように分析をすることによって、那覇市の基本計画や予算の意思決定などの行政経営に活用することが今後の課題であるので、有効活用できるよう努力していただきたい。

指摘事項に関する措置

老人保健特別会計繰入金及び介護保険事業特別会計繰入金は、事務処理の時期を逸ったことと手続きの誤りによるものです。今後とも、特別会計と一般会計の繰入繰出を適宜調整します。

自動車重量譲与税は、平成 1 5 年度 2 月補正の段階で、過去 3 カ年間のそれぞれの譲与月の実績を勘案して平成 1 5 年度の総額を予測しましたが、予算額と 35,496 千円の剥離が生じました。自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入に左右され譲与額の把握が難しいところがあります。今後とも自動車重量税の推移等も見極め譲与額を見積もります。

改善事項に関する措置

財務会計システムの業務委託については、年間のシステム保守や、業務サポート及びシステムのカスタマイズ等、業務の性質上システムを開発した業者以外では対応できず委託先が限定される業務です。今後は、より適正な業務執行を図るため、業務委託する際には仕様書に基づきその作業量について業者から聴取し積算見積を作成の上、業務委託を行うようにします。

バランスシートについては、平成 1 3 年度当初から同一の公認会計士へ業務委託をしておりますが、導入当初は県内市町村では初ということもあり、受託した公認会計士のご厚意もあり、他自治体よりも低額に抑えてもらっているところです。このようなこともあって委託先を変更していない状況であります。仕様書について積算見積がなかったことについては、業務執行上適正さを欠いていたこともあり、今後、仕様書作成に際して積算見積を示すこととし、業務執行を適正に行うようにします。

努力事項に関する措置

平成 1 3 年度版那覇市バランスシートの普通会計の「那覇市民 1 人あたりの貸借対照表」の数値誤りについては単純な入力ミスであり、これについて、平成 1 4 年度版那覇市バランスシートで訂正文を掲載しお詫びを申し上げたところです。今後このようなことがないように、チェックを厳しく行います。

納 税 課 (努 力 ・ 留 意 事 項)

(1) 歳入の予算編成について (努力事項)

歳入の第 1 1 款使用料及び手数料の徴税手数料 (督促手数料) や第 1 8 款諸収入の延滞金 (市税、市民税) については、本税の収納率の向上、督促手数料徴収開始日の見直しや督促状兼納付書への切替などの事務改善等により予算現額に比較して収入がそれぞれ 3 0 4 万 6 , 9 6 4 円、1 , 5 0 1 万 2 , 4 6 7 円の増収が図られている。この成果については評価できるが、予算の増額補正がなされていないので、地方財政法第 3 条 (予算の編成) 第 2 項に従って、前年度までの実績のみならずあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、経済的現実に対応することにより合理的な見込みを立てて適切な予算管理を行うよう努められたい。

(2) 通信運搬費について (留意事項)

上記 (1) の督促状兼納付書への切替時の電算システム修正に当たり、電算機で作成された固定資産税と軽自動車税の督促状兼納付書を発送するに際して十分なテスト及び点検をせずに一部の宛先に余計なミス印字が追加されて市民に迷惑をかけたために、その詫び状及び督促状兼納付書の発送に 3 4 5 万 7 , 7 5 1 円の通信運搬費を支出している。このことについては、職員による業務の点検が不十分であったことが原因であり、そのために不経済な支出をしている。

従って、今後の事務処理にあたっては、地方自治法第 2 条第 1 3 項に則って最小の経費で最大の効果を挙げるべく経費節減に努めるとともに、信頼回復に向けて事務処理体制を再構築し、再びこのようなことが起こらないよう万全の対策を講じられたい。

努力事項に関する措置

督促手数料と延滞金については、収入実績と納期内納付状況を考慮し、増額補正を検討していきたいと考えています。

留意事項に関する措置

今後は、テスト段階において、詳細なチェックリストを作成し、複数の職員で細かなチェックを行い、体制の強化を図っていきたいと考えています。

消 防 本 部

総 務 課 (留 意 事 項)

(1) 予算執行について

予算執行において、流用が多く見られる。申請件数は、現年度分で 2 0 件、明繰分で 1 件あり、主なものとしては、一般事務費の時間外勤務手当等に 5 8 0 万円の流用増、消防庁舎維持管理事業の光熱水費に 2 7 1 万 4 , 9 0 0 円の流用増、消防通信機器管理整備事業の消防緊急通信指令システム賃貸借のデータ入力に伴う臨時職員賃金に 1 6 2 万 2 , 8 8 0 円の流用増等がある。これらのケースにおいて、は、「実績増で不足する見込みがあったにも拘わらず予算編成不調」、は、「新庁舎における電気需要量の大幅増」、また は、「メーカーが確定していない当初段階では、入力方式や作業量の予測不可」をそれぞれ理由にあげているが、当初又は補正計上できない理由としては乏しい。議会の事前チェックを経るのが予算の原則であることからして、流用に当たっては、もっと慎重に対応されたい。

(2) 決裁手続きの瑕疵について

第 1 目常備消防費中、水難救助隊員健康診断業務委託を 1 1 2 万 4 , 5 5 0 円で契約締結している。本市予算決算規則第 2 3 条第 3 項によれば、1 0 0 万円以上の委託料は収入役の事前合議を要することになっているが、合議が行われてない。決裁に当たっては、厳しくチェックされたい。

(3) 還付加算金の負担について

危険物施設を設置又は変更する場合には、消防法の定めるところにより、当該市町村長に申請することになっており、その際の申請手数料として本市消防危険物手数料条例に基づき、施設の区分に応じた額を徴収することになっている。今回、準特定屋外タンク貯蔵所の設置完成（3件分）にかかる手数料を適用誤りにより、地方税法17条の4に基づく過納分（3件分 83万1,000円、正規手数料は、3件分で3万9,000円）の還付に伴う加算金1万4,000円を支払うこととなった。日ごろからチェックを心掛けていれば防げることであり、今後気をつけられたい。

(4) 車両管理体制について

車両等の安全運転確保のために、本市車両管理規程第6条では、道路交通法第74条の2第1項の規定に基づき、「安全運転管理者」を置くことになっている。使用の本拠ごとに車両が5台以上の場合には、有資格者から1人以上を選任しなければならないので、早急に選任されたい。

留意事項に関する措置

予算執行について

予算編成時に、各事業に必要となる経費の適正把握に努め、流用については慎重に対応します。

決裁手続きの瑕疵について

本市予算決算規則を遵守し、契約締結時の決裁に当たっては厳しくチェックを行い対応します。

還付加算金の負担について

本市消防危険物手数料条例を遵守し、予算の支出においては、厳しくチェックを行い対応します。

車両管理体制について

従来から、安全運転管理者として、県警の講習会などに派遣して資格を取得した者を、車両5台以上の署、課に配置をしております。しかし、当該者に対して辞令交付等の手続きをおこなっていなかったため、平成16年6月7日付けで、当該者に対し辞令交付を行い選任しました。